

# 監 査 だ よ り

Vol.59 (令和4年度 第4回)

岩手県監査委員事務局 令和5年3月発行

今回は、今年度の定期監査や財政的援助団体等監査における指摘等の状況、行政監査（試験研究機関の研究内容・活用状況について）及び随時監査（委託業務における長期継続契約の運用状況について）の概要等について紹介します。

## ☆ 令和4年度の監査結果について ☆

### 1 定期監査

令和4年度に実施した定期監査の指摘・注意の状況は次のとおりです。

(令和5年3月1日現在・単位：件)

監査の項目別	令和4年度			令和3年度			対前年度比			摘 要 (主な内容)
	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計	
予 算 経 理	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
収 入 事 務	2	2	4	2	4	6	-	△2	△2	調定金額の誤り2
支 出 事 務	6	5	11	5	12	17	1	△7	△6	支出金額の誤り3 手当等の算定誤り3
契 約 事 務	5	8	13	13	5	18	△8	3	△5	契約書等の不適当7 履行確認の不適当2
工 事 の 執 行	-	-	-	1	-	1	△1	-	△1	
補 助 金 事 務	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
財 産 管 理	4	12	16	8	7	15	△4	5	1	財産管理簿等の未整理6 物品の取得等の不適当6
行政事務の執行	5	2	7	3	16	19	2	△14	△12	執行管理体制の不適当5
合 計	22	29	51	32	44	76	△10	△15	△25	

※1 令和4年4月から令和5年2月までの件数であり、決算審査意見書の指摘件数とは異なります。

※2 令和4年度監査実施機関数は345機関です。(令和3年度監査実施機関数344機関)

#### 【 概 況 】

- ・指摘・注意の合計件数は51件で、前年度と比較して25件減少しています。
- ・項目別では、財産管理以外の件数が減少している一方、準用財産（借受資産）の財産管理簿（固定資産台帳）の未整理や備品管理一覧表の未整理などの財産管理が前年度から1件増加しています。
- ・不適切な事案の主な発生原因は、担当者の失念や認識不足のほか、組織としてのチェックが十分ではなかったこと等となっています。
- ・このことから、発生原因の分析や事務のリスクを認識し、適切な進捗管理に加え、「誰が、いつ、どのように」チェックを行うかなど具体的な対策を組織として講じることが必要です。

## 2 財政的援助団体等監査

令和4年度に実施した財政的援助団体等監査において、指摘等はありませんでした。

(令和5年3月1日現在・単位：件)

	令和4年度			令和3年度			対前年度比			摘 要 (主な内容)
	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計	指摘	注意	合計	
財政的援助団体等	0	0	0	1	0	1	△1	—	△1	

※1 令和4年度監査実施団体数は監査対象団体数 59 団体のうち 22 団体です。

※2 財政的援助団体等の監査は、2年から3年のサイクルで監査を実施していることから、年度毎に団体等は異なります。

### ☆ 赴任旅費について ☆

赴任旅費について、例年、指摘や注意が見受けられます。

誤りの多いものは、「住居の状況（自宅とその他）の確認不足」による支出金額の誤りや「扶養親族の移転を証明する書類」の誤りなどとなっていますので、支出の際は注意してください。

#### ◇着後手当について

着後手当については、「職員に支給する旅費の取扱いについて」第10(12)アで「新在勤地に到着後直ちに公舎又は自宅※に入る場合には、条例別表第1の現地経費定額の2日分及び宿泊料定額の2夜分に相当する額」と定められています。

※自宅とは

実質的に「自宅」たり得る状態にあるかどうかにより取り扱います。

#### ◇扶養親族の確認書類について

扶養親族の移転料に係る確認書類については、一般職の職員等の旅費支給規則別表第6（第8条関係）の表中の9で「扶養親族であること、並びにその年齢及び移転を証明する書類」を添付することと定められています。

住民票等の公の機関の証明書類が得られない場合の確認書類は、職員については所属長の、扶養親族については町内会長・家主等の証明、同居人の記載のある賃貸契約書や賃貸管理を行っている不動産会社による証明書類により、取り扱って差し支えないものとされています。

### ☆ 令和4年度行政監査（特定テーマ）の結果について ☆

今年度においては、県の試験研究機関における研究が、ニーズを的確に捉えて効果的・効率的に実施されているか、研究成果が適切に検証されているかなどを監査することにより、より実効性のある研究の推進や、所有する高額機器のより効率的な活用に資することを目的として、「試験研究機関の研究内容・活用状況について」をテーマに行政監査を実施しました。

#### ■ 監査のテーマ ■

試験研究機関の研究内容・活用状況について

## ■ 監査対象 ■

### 1 監査の対象等

#### (1) 試験研究機関における研究内容等に係る以下の事項

##### ア 研究テーマ選定過程・研究成果の活用状況

(ア) 監査対象の試験研究機関（以下「各試験研究機関」という。）が令和3年度に実施した研究テーマ（令和2年度以前から継続して実施していたものを含む）の概要及び選定過程

(イ) 平成29年度から令和3年度の間研究が終了した研究テーマの成果・実績等

(ウ) (イ)の成果・実績等の活用状況

##### イ 高額機器の導入・活用状況

令和4年3月31日現在において、各試験研究機関が保有する備品であって、平成25年度から令和3年度までに取得した計測機器類、試験・実験機器、写真・光学機器、農水産機器類のうち、取得時の価格が100万円以上である重要物品（以下「高額機器」という。）に係る以下の事項

(ア) 導入における検討状況

(イ) 活用状況

### 2 監査対象機関

環境保健研究センター、農業研究センター、林業技術センター、水産技術センター、内水面水産技術センター

## ■ 監査の着眼点 ■

- 1 研究テーマ選定における地域課題の把握並びに研究手法や事業規模の検討状況
- 2 研究テーマに沿った計画策定や進捗管理
- 3 研究成果の検証体制
- 4 高額機器導入における必要性の検討状況
- 5 高額機器の適正管理及び有効活用

## ■ 主な監査結果と監査意見 ■

### 1 全体の評価

各試験研究機関においては、研究テーマの選定、研究計画策定及び進捗管理、研究成果の検証、並びに保有する高額機器の適正管理及び有効活用について、それぞれおおむね適切に取り組まれていたが、一部において、合規性の観点から改善に向けた対応が必要な事項や、より効果的・効率的な試験研究の推進に向けた検討が求められる事項等が確認されました。

### 2 監査意見

#### 監査意見1 研究目的の達成に向けた進捗管理及び研究成果の更なる活用について

限られた資源の下、効率的に研究に取り組まれているものと認められましたが、少なからず研究目的が未達であるとする研究も確認されました。

##### ■ 監査意見 ■

各試験研究機関においては、効率的な研究推進の観点から、適切な進捗管理の下で研究目的の達成を目指し、県民生活の発展につながる成果の発現に取り組んでください。

そして、その研究成果を研究活動及び生産現場等に還元していくとともに、積極的に公表に取り組むなどして活用を図り、引き続き、各分野における研究の推進や県民の安全・安心、社会経済活動の活性化等への貢献に努めてください。

## 監査意見2 研究成果の検証体制について

ガイドライン\*に規定する4つの評価区分のうち、一定期間後の成果の活用状況等を検証する追跡評価について、試験研究機関によって取組状況にばらつきが確認されました。

### ■監査意見■

試験研究機関において、研究評価として追跡評価を行う体制や実施方法を整備しておくことが望ましいと考えます。

評価要領等において、全ての研究テーマに対して行うと位置付けていながら、一部又は全ての研究テーマに対して実施していなかった試験研究機関においては、評価要領の改正も検討するなどして、適切な検証体制を整備する必要があります。

※ 岩手県試験研究機関に係る機関評価及び研究評価ガイドライン

## 監査意見3 高額機器の適正管理及び有効活用について

○高額機器の使用状況を把握する仕組みの整備及び把握した使用状況を踏まえた有効活用等について  
高額機器の使用状況を確認するための書類を整備しておらず、その使用状況が、研究記録等からの推測によらざるを得ない事例が複数確認されました。

また、研究終了後の使用実績がほぼ無い高額機器、将来に向けて明確な使用予定が無いとする高額機器も複数確認されました。

### ■監査意見■

各試験研究機関においては、高額機器の正確な使用状況を把握する仕組みを設けるなど、適正な物品管理体制を整備する必要があります。

また、上記により把握した高額機器の正確な使用状況に基づき、その効率的な活用について改めて検討を行うとともに、他機関への貸出や売却も含めた処分等を図るなどして、高額機器の有効活用等に努めてください。

○適正な物品管理事務の執行について

業務委託契約に伴う物品の貸付けについては、適正かつ効率的な物品管理を行うため、貸付契約を締結することなど<sup>※2</sup>が求められます。

### ■監査意見■

当該手続が取られていなかった試験研究機関においては、適正な状態となるよう改善を図る必要があります。

※ 業務委託契約書・仕様書に物品の管理等に係る規定を設けることを含む。

☆詳細については監査委員事務局ホームページ

<https://www.pref.iwate.jp/iinkai/kansa/gyousei/1062634.html> を参照ください。

## ☆ 令和4年度随時監査の結果について ☆

本県において「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」が施行され16年が経過し、この間、長期継続契約制度の導入が進んできたところです。

そこで、現行の制度と所属における執行状況に齟齬が生じていないかなど運用上の課題について調査・検証することを目的として、「委託業務における長期継続契約の活用状況等について」をテーマに随時監査を実施しました。

## ■監査のテーマ■

委託業務における長期継続契約の運用状況について

## ■監査の対象■

- 1 監査対象とした事務  
監査対象機関において令和3年度に執行した委託業務（以下「対象業務」という。）
- 2 監査対象機関  
知事部局、議会及び委員並びに各委員会の事務部局、医療局、企業局の全機関

## ■監査の着眼点■

- 1 対象業務における長期継続契約の活用状況
- 2 長期継続契約の根拠規定の適用状況（適用誤りはないか等）
- 3 長期継続契約と単年度契約の比較検討状況（経済性や効率性の観点による検討状況）
- 4 長期継続契約に係る制度周知及び指導状況

## ■主な監査結果と監査意見■

### 1 全体の評価

長期継続契約の運用状況については、合規性の観点では概ね適切に取り組みられていましたが、事務の効率化や契約の透明性の観点ではより効果的な運用について、検討を要する点が見られました。

### 2 監査意見

#### 監査意見 1 制度の周知について

長期継続契約により事務の効率化、経費の節減等の効果が認められた契約がある一方で、制度の認知度や理解度が低いことなどから、制度の活用が進んでいない状況も見受けられました。

#### ■監査意見■

長期継続契約とすることにより、事務の効率化や経費の節減等が認められる業務については、制度を積極的に活用することが望まれることから、これまで以上に制度の周知に努めるとともに、より細やかな指導に取り組んでください。

#### 監査意見 2 長期継続契約と単年度契約の比較検討について

○事務の効率化や経費節減等の効果の検討について

長期継続契約とすることによる事務の効率化や経費節減等の効果について検討することなく、前年度と同様に単年度契約としていたなどの事態が見られました。

#### ■監査意見■

各機関において、長期継続契約を適用した場合の効果について十分検討した上で、契約手続きを進めることが望まれます。

○契約の透明性、競争性について

翌年度以降にわたり役務の提供等を受けることが確実である場合、単年度では金額が少額であることから随意契約としている契約の中には、長期継続契約として複数年分を総額で入札を行うことにより契約の透明性、競争性を高めることにつながる契約もあります。

#### ■監査意見■

事務の効率化や経費節減等の観点に加えて、契約の適正性の観点から、各機関において、長期継続契約のより効果的で適切な活用が図られるよう、より適切な研修等に努めてください。

### 監査意見 3 契約書の解除条項の記載について

運用通知に基づき、長期継続契約は、契約書中に「翌年度以降において県の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する」旨の解除条項を設ける必要がありますが、解除条項を設けていないものがありました。

#### ■ 監査意見 ■

長期継続契約は、毎年度の経費予算の範囲内で役務の提供等を受けることができる単年度予算主義の原則の例外の制度であることから、債務負担行為のように議決によって将来的な予算が保証されるものではないことを踏まえて、契約解除条項の記載について指導や周知に努めてください。

※ 運用通知：長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について

☆詳細については監査委員事務局ホームページ

<https://www.pref.iwate.jp/iinkai/kansa/1050320/1062633.html> を参照ください。

行政監査及び随時監査の実施に当たり、お忙しいところ御協力いただきました関係機関の皆様に、改めて感謝申し上げます。

大変ありがとうございました。